

下田市犯罪被害者等支援条例（案）についての意見募集の結果について

1. 意見募集の実施について

「下田市犯罪被害者等支援条例」の制定にあたり、意見募集を以下のとおり実施した。

1. 「下田市犯罪被害者等支援条例（案）」

下田市ホームページよりダウンロード又は福祉事務所窓口、総務課情報公開コーナーにて閲覧可能。

2. 意見の提出期間 ※31日間

令和5年11月15日（水）～令和5年12月15日（金）まで

3. 意見の提出できる方

本市にお住まいの方

本市に通勤又は通学している方

本市に事務所又は事業所がある事業者

条例制定に関して利害関係を有している方

4. 意見の提出方法

意見書様式に、必ず氏名、住所及び電話番号を明記の上、提出。

・窓口及び郵送の場合

下田市役所 福祉事務所 社会福祉係（西館1階6番窓口）

〒415-8501 下田市東本郷一丁目5番18号

・FAXの場合

0558-22-3910 下田市役所 福祉事務所 社会福祉係

・電子メールの場合

fukushi@city.shimoda.lg.jp

※電話でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

5. その他

個々のご意見に直接回答は行いません。

2. 意見募集の意見結果について

意見募集を上記により実施しましたが、募集結果につきましては0件でした。

以上